

本送信票を含み 1 枚

令和 6 年 10 月 29 日

報道機関 各 位

議会の議決を経ずに取得した財産について（プレスリリース）

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

財産の取得にあたり、議会の議決が必要な案件を上程していないことが判明し、追認の上程を行う予定となりましたので、お知らせします。

記

事案の概要	地方自治法第96条第1項第8号並びに佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産を取得する場合には議会の議決に付さなければならないが、議決されていない動産の取得が判明したため、議会に追認の上程を行うものです。
該当する動産	令和元年度 ・小中学校電子黒板等一式購入 取得価格25,970,760円（税込み） ・パソコン一式購入300台 取得価格31,320,000円（税込み） 令和3年度 ・パソコン一式購入160台 取得価格21,318,000円（税込み） 令和4年度 ・パソコン一式購入150台 取得価格20,790,000円（税込み）
議会上程予定日	令和6年10月29日（佐渡市議会第5回（10月）臨時会）
事案が発生した理由	条例の趣旨は、契約を1件とし、その契約で取得する動産の総額で判断すべきものでしたが、動産1件に対する取得額で判断するものと誤認していました。令和4年佐賀地方裁判所の判決もあり、各自治体で認識を改めて調査を行ったところ同様のケースが判明して追認を行っていることから、当市も調査を行ったところ判明したものです。
再発防止策	佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について、改めて職員に周知徹底を図るとともに、消耗品及び備品の購入に係る予定価格が2,000万円以上の動産を当初予算編成時に担当課、財政課及び総務課が把握し、進捗管理を行い、再発防止に努めてまいります。
担当者 連絡先	電子黒板等一式購入 教育委員会 学校教育課 課長 渡邊 一哉 0259-58-7351 パソコン一式購入、条例の規定・再発防止策 総務部 総務課 課長 谷川 直樹 0259-63-3111

送信元：佐渡市役所 企画部
 秘書広報課 広報広聴係
 T e l : 0259-63-4679
 F a x : 0259-63-3300

